

令和6年8月30日

県立水戸桜ノ牧高等学校常北校長 秋山 克巳

不祥事根絶のための取り組みについて

本校教職員は、未来を担う生徒の教育に携わっているという自覚と誇りのもと、安全・安心な学校づくりと、保護者や地域の信頼を得た教育活動を展開します。このため、法令遵守と服務規律の徹底を図り、不祥事を根絶するために下記の取り組みを行います。

記

1 生徒の指導に関する事項

- (1) 生徒の人権尊重を第一に教育活動に従事する。体罰、不適切指導の発生を未然に防止し、各種ハラスメントにつながる言動に注意する。
- (2) 電話やメール、SNS等により私的な連絡はおこなわない。

2 個人情報等の管理と情報セキュリティ対策に関する事項

- (1) 個人情報の適切な管理に努め、個人情報の漏洩・誤廃棄を未然に防止する。
- (2) 『茨城県県立学校情報セキュリティ対策基準』に基づき、校内規定を遵守する。

3 交通に関する事項

- (1) 交通法規の遵守を徹底し、交通事故防止に努める。
- (2) 飲酒して車の運転をしない、車を運転する人に飲酒を勧めない等、飲酒運転の根絶を図る。

4 施設・設備に関する事項

- (1) 定期的に校内の施設・設備の安全点検を実施し、破損箇所等は早急に修繕等を行い、事故を未然に防ぐ。
- (2) 校内の整理整頓をおこない、環境整備に努める。

5 財務事務等の適正執行に関わる事項

- (1) 複数の教職員でのチェック体制のもと、会計事務を適正に行う。
- (2) 会計事務処理と検査を適切に行い、事故を未然に防止する。

6 研修及びその他の事項

- (1) 教職員対象のコンプライアンス研修の実施とともに、県発行のコンプライアンスだより『One IBARAKI』等を活用し、自己研修の実施により、不祥事根絶の意識を醸成する。
- (2) 教職員同士が相談しやすい環境を整え、同僚性を高めるとともに、相談や報告がしやすい環境を整える。
- (3) 教職員は、「不祥事防止のためのチェックリスト」を定期的に活用し、不祥事根絶に努める。